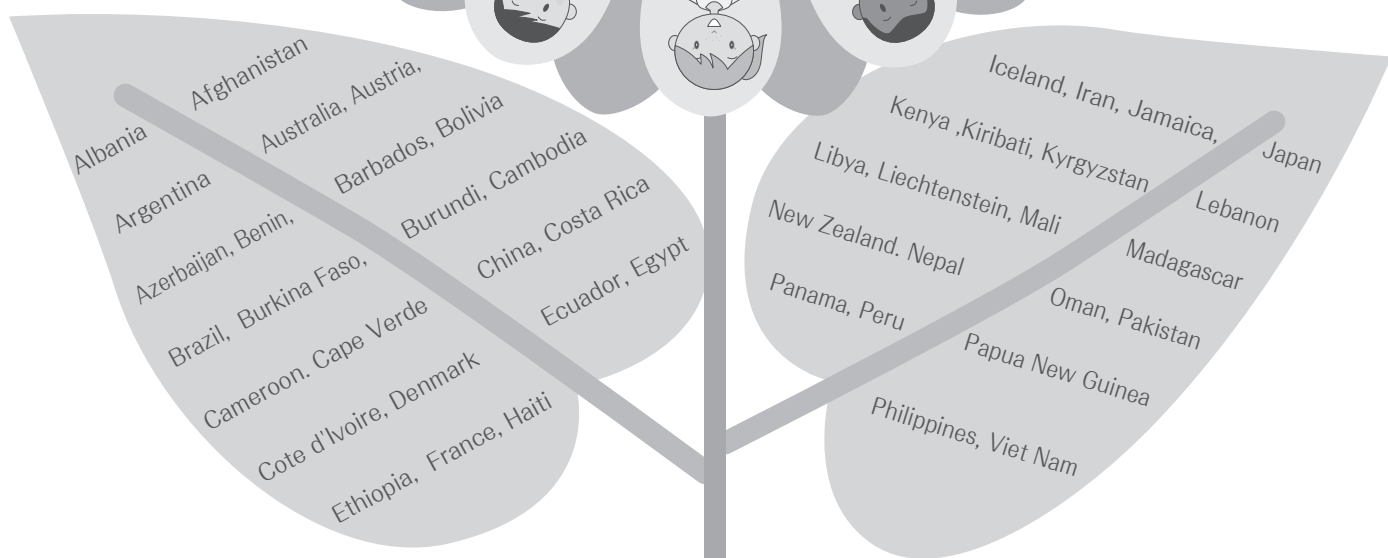


第2次 豊明市多文化共生推進計画

みんなでつくる多文化共生のまち
～ とよあけ ～



計画期間 2018-2025

豊明市

はじめに

本市には、約 2,700 人の外国人市民が生活をしております。総人口に占める割合は約 4%で、県内でも高い割合となっており、多文化共生の社会づくりが求められています。

2007（平成 19）年に豊明市多文化共生推進計画を策定し、多文化共生社会づくりへの取り組みが本格的に始まりました。

「第 2 次豊明市多文化共生推進計画」では、前計画からの基本理念を引き継ぎつつ、新たな課題に取り組みます。

外国人市民が自立し、社会参加をしていくためには、日本人市民がいかに受け入れるかが重要であると考えます。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、外国人市民と日本人市民の交流する場をつくる必要があると考えます。言語や文化、国籍などのちがいに関わらず、すべての市民が活躍し、誰もが暮らしやすい社会にするために、みんなでつくる多文化共生のまちをめざし、取り組みを進めてまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、一層のご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画書の策定にあたり、ご意見を賜りました外国籍市民施策懇話会委員の皆様はじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月



豊明市長 こうき 小浮 まさふみ 正典

目次

第1章 計画策定にあたって 1

- ① 計画策定の趣旨
- ② 計画期間
- ③ 計画の位置づけ
- ④ 計画の策定方法
- ⑤ 計画の対象者

第2章 多文化共生の現状と課題 3

- ① データから見る現状
- ② これまでの取組
- ③ 今後の課題

第3章 基本的な考え方 7

- ① 基本理念
- ② 基本目標と施策の方向
- ③ 施策の体系図

第4章 多文化共生に向けての具体的施策 10

- I 未来へつなぐまちづくり
- II 暮らしやすいまちづくり
- III 元気あふれるまちづくり

第5章 計画の推進体制 21

- ① 推進体制
- ② 計画の進行管理

第1章 計画策定にあたって

① 計画策定の趣旨

本市では、2007（平成19）年に「豊明市多文化共生推進計画」（第1次計画）を策定し、「外国籍市民の自立・社会参加に向けて」を目標に掲げ、外国人市民が自立的に活動し、自分たちの出身国の人たちを自分たちで助けることができ、豊明市民としての権利と義務を果たしながら、社会参加ができるよう多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。

第1次計画策定以降、様々な施策等により状況は改善されつつあるものの、依然として残っている課題や社会経済情勢の変化により生じた課題に対応するため、「第2次豊明市多文化共生推進計画」を策定しました。

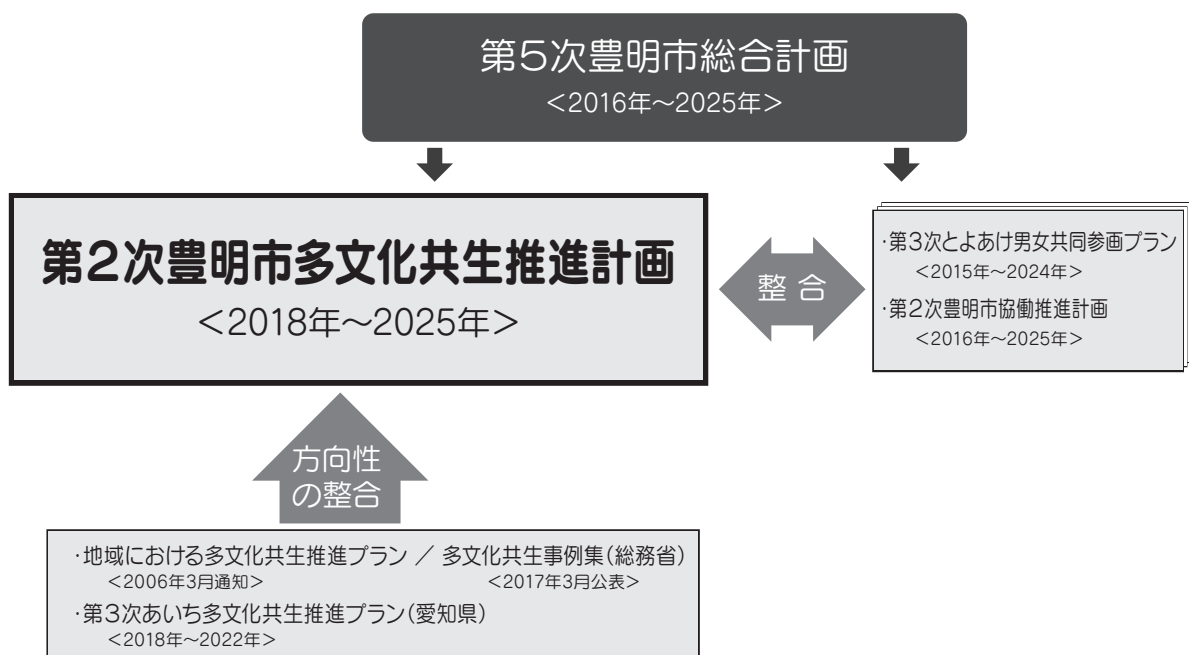
② 計画期間

2018年度から2025年度までの8年間とします。ただし、その間における計画の進捗状況及び社会経済情勢や外国人を取り巻く環境の変化等にあわせて、見直しを検討します。

③ 計画の位置づけ

本計画は、「第5次豊明市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、関連する計画との整合性を図りながら、目標の設定と基本的な考え方を提示し、関連する取り組みを体系化する基本計画として策定しました。

◆豊明市多文化共生推進計画の位置づけ◆



④ 計画の策定方法

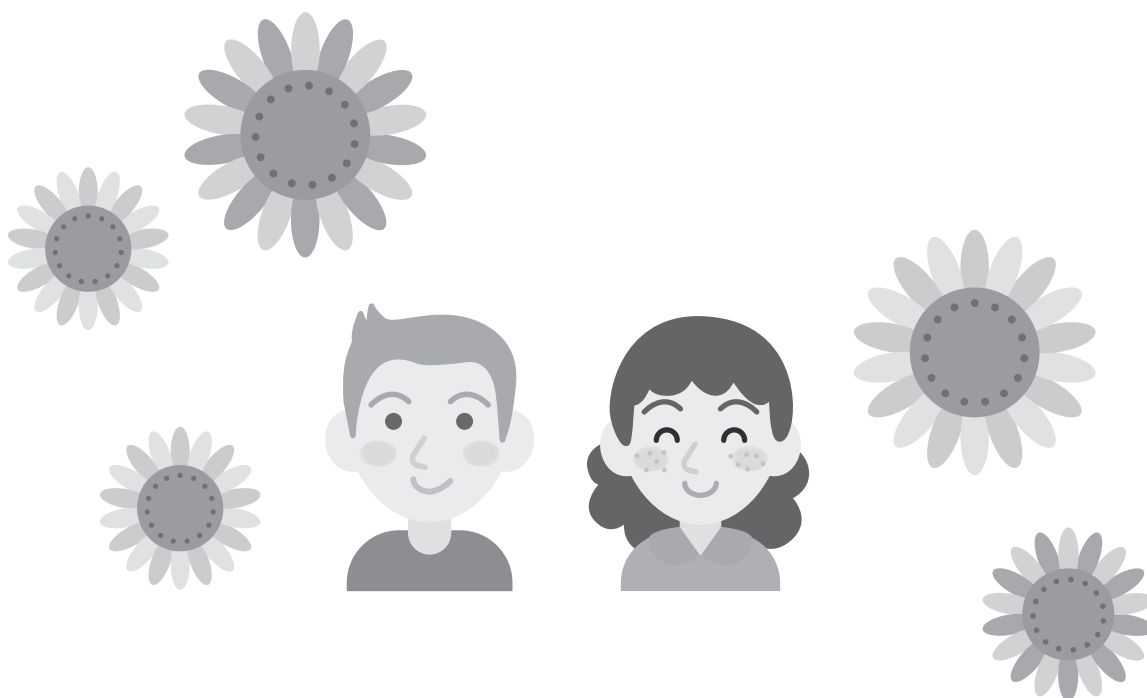
本計画の策定にあたっては、学識経験者、多文化共生推進に関わる団体の代表者、教育関係者、外国人市民などで構成する「外国籍市民施策懇話会」の委員に、様々な立場で意見をいただきました。また、外国人市民に対するアンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聞き、反映した内容となるよう努めました。

⑤ 計画の対象者

本市には、2017年10月末現在、2,707人、44か国の外国籍の人が住んでおり、日系外国人や日本人の配偶者、技能実習生など、様々な背景や国籍をもつ人が生活しています。

また、帰化して日本国籍を取得した人や、国際結婚によって生まれた日本国籍の子どもなど、日本国籍を有していながら、外国につながる背景をもつ人もいます。

このような外国にルーツをもつ人も、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、本計画では、「外国人市民」という呼称を用いていきます。さらには、多文化共生社会は、外国人市民だけでなく、すべての市民と一緒に作りあげていくものであることから、外国人市民を含む、豊明市民全体を対象者として考えていきます。



第2章 多文化共生の現状と課題

① データから見る現状

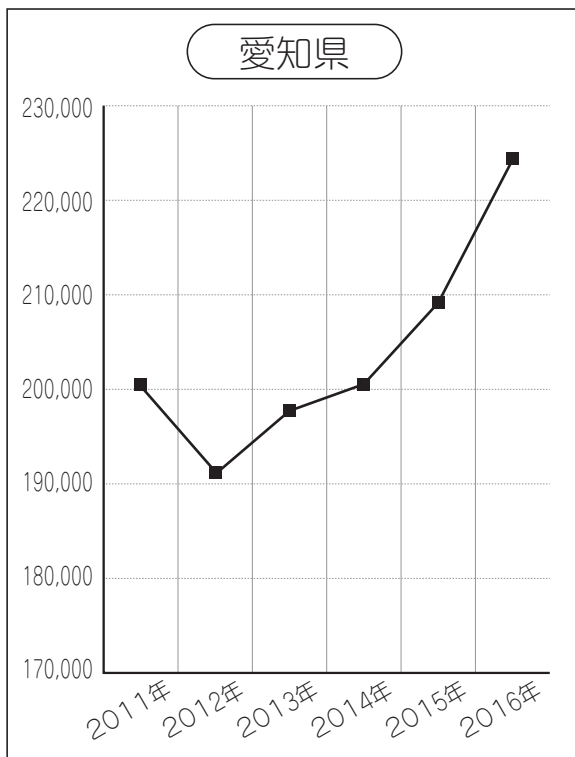
◆本市の外国人市民の推移

本市の外国人市民の推移は、2008（平成20）年までは増加の一途をたどっていました。同年のリーマン・ショックを契機として、2009（平成21）年以降は減少に転じましたが、2013（平成25）年からは再び増加しています。

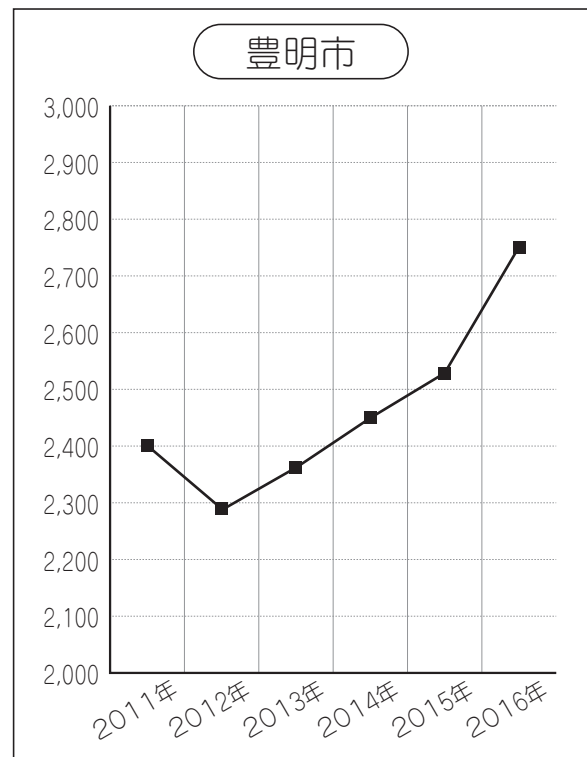
本市の外国人市民の集住地区である二村台3丁目、5丁目、6丁目（豊明団地）は、全体の約43%の外国人市民が生活しています。（平成29年9月1日現在）

愛知県の2016（平成28）年12月末現在の外国人住民数は224,424人で、総人口7,511,099人に占める割合は2.99%です。本市の外国人の割合は3.96%で、愛知県と比較しても高い割合となっています。

▼外国人住民数の推移（各年12月末）

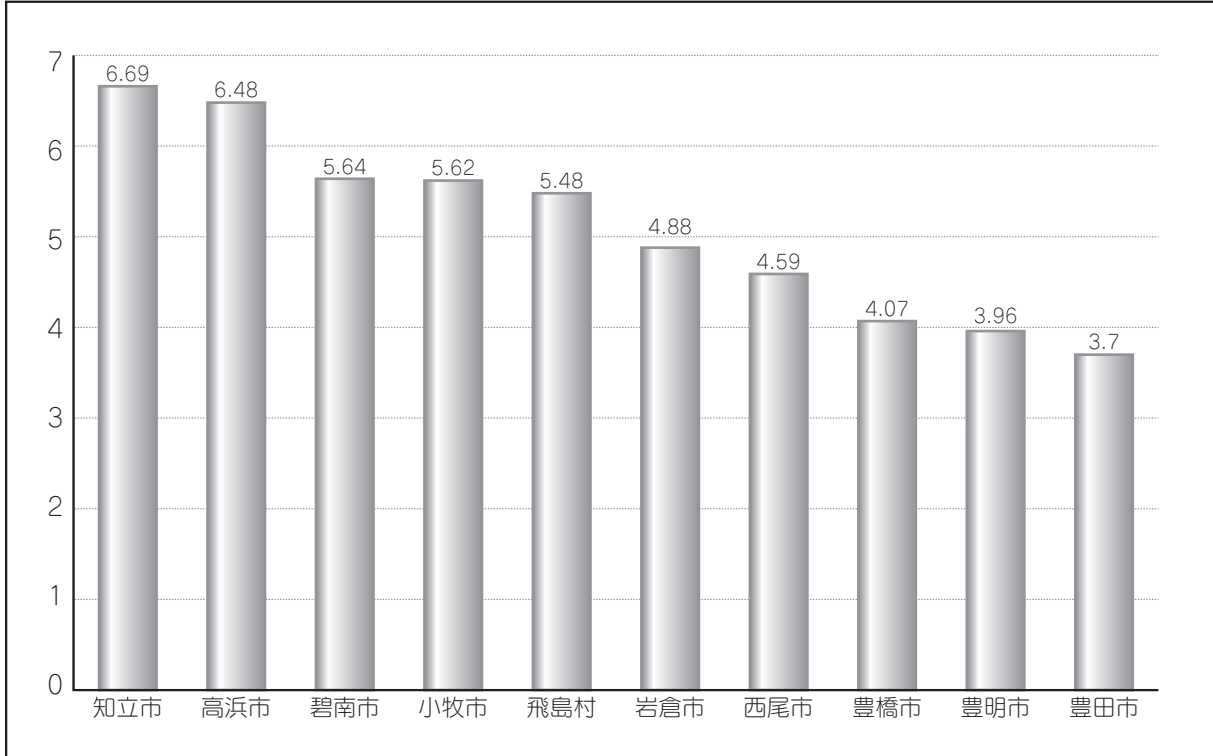


愛知県統計課「あいちの人口」



縦軸単位：人

▼総人口に占める外国人市民の割合（愛知県）（平成 28 年 12 月末現在）



愛知県統計課「あいちの人口」

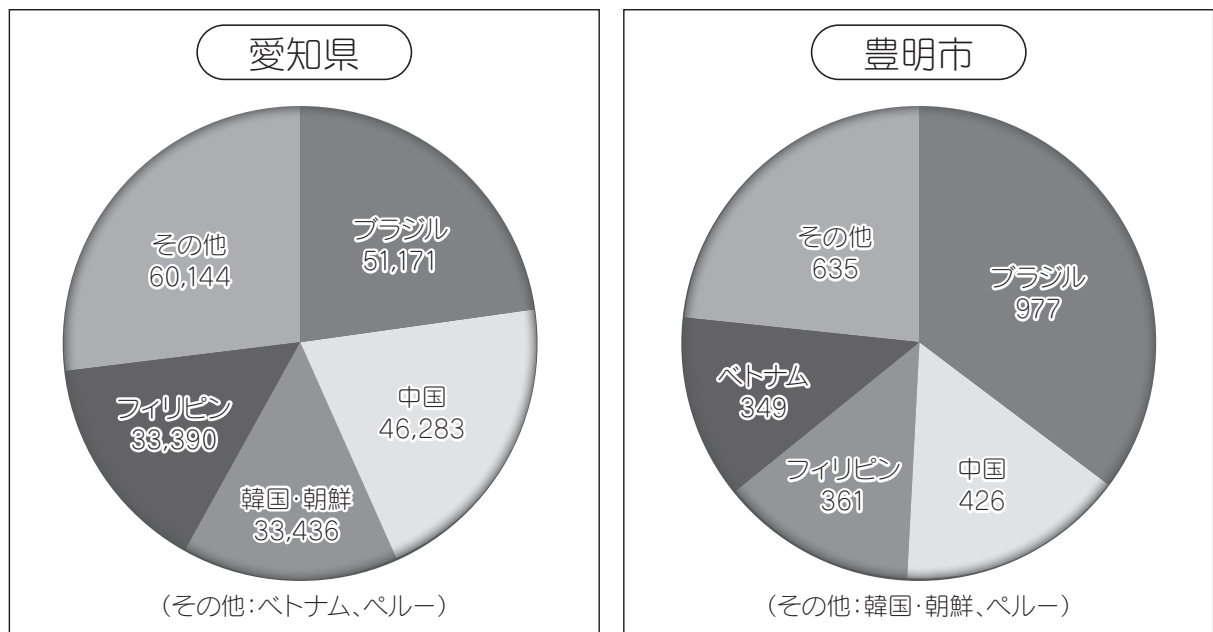
縦軸単位: %

◆国籍別外国人住民の推移

本市の外国人市民の人口が多い国籍は、「ブラジル」「中国」「フィリピン」「ベトナム」の順で、ブラジルは全体の 35.6% を占めています。（平成 28 年 12 月末現在）

愛知県においては、「ブラジル」「中国」「韓国・朝鮮」「フィリピン」の順で、ブラジルは全体の 22.8% を占めています。（平成 28 年 12 月末現在）

▼国籍（出身地）別外国人住民数（平成 28 年 12 月末現在）



愛知県統計課「あいちの人口」

単位: 人

② これまでの取組

本市では、2007（平成 19）年に前計画を策定し、「外国籍市民の自立・社会参加に向けて」を基本理念とし、多文化共生社会を実現するために、「子どもへの施策」「生活上の施策」「行政上の施策」について、下記のような取り組みを行ってきました。

分類	内容
子どもへの施策	市内保育園、小学校、中学校への定住外国人日本語教育推進員の配置 *ポルトガル語、中国語、英語、タガログ語
	プレスクール、プレクラス事業
	子ども日本語教室の実施
	外国につながる子どもと保護者のための進路説明会の実施
生活上の施策	市内ガイドマップ（主な施設、公園、病院、学校など）の作成・配布 *ポルトガル語、中国語、英語、タガログ語
	外国語版広報の配布 *ポルトガル語、中国語、英語
	通訳の配置・派遣（市役所、保健センターなど） *ポルトガル語
	生活便利帳（行政情報含む）の作成・配布 *ポルトガル語、中国語、英語
	日本語教室の実施
行政の施策	庁舎案内看板及び庁舎案内モニターの表示 *ポルトガル語、中国語、英語
	納税案内などの作成 *ポルトガル語、中国語、英語
	防災マップの作成・配布 *ポルトガル語、中国語、英語
	国際交流フェスタ、国際理解講座の実施
	「ごみの分け方・出し方」の作成・配布 *ポルトガル語、中国語、英語
	新入職員向け多文化共生研修の実施
	外国籍市民施策懇話会、通訳意見交換会の実施
	多文化共生に関するアンケートの実施 *ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語

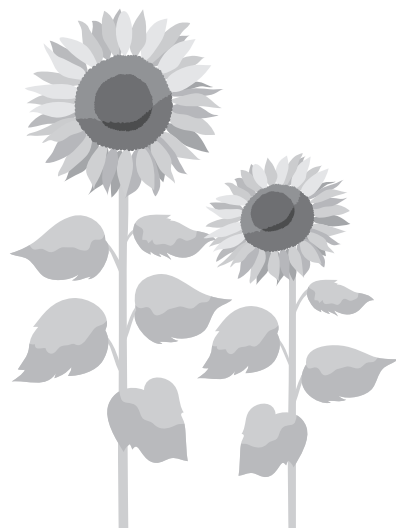
③ 今後の課題

次世代を担う子どもたちには、十分な教育が受けられる環境を提供する必要があります。本市では、外国人児童生徒を対象とした学習支援事業や、プレスクール、プレクラス事業など、学校で困らないための支援を実施してきましたが、外国人児童生徒の日本語能力は個人差が大きいため、きめ細やかな対応をする必要があります。また、母国と日本を行き来している場合など、不登校、不就学の把握が難しい状況です。長期にわたり不就学の状態にならないよう、そのような子どもたちの家庭を訪問し、保護者や子どもに支援制度や学校の様子を伝え、就学を促す必要があります。

外国人市民の中には、日本語理解が十分でないため、生活に必要な情報を得ることができず、本来受けられるはずの市民サービスが、受けられないなどの問題が生じています。こうした問題を解決するために、外国人市民に対して日本語習得を促すとともに、情報の翻訳などを充実する必要があります。情報を提供する際は、制度や慣習的なことをわかりやすく丁寧に伝える必要があります。

また、多様な文化を体験することや学ぶことは、お互いを理解し認め合う第一歩であるため、これらの事業を継続的に提供していく必要があります。地域で暮らしていくための障害は、誤解や偏見などから始まると考えられるため、交流などを通じて相手の立場や問題を認識し、ともに解決していく仕組みづくりが必要であると考えられます。

これまでは、外国人市民を支援される側として捉えた施策が中心でしたが、日本人市民とともに地域を作り上げていく主体として、その持てる力を発揮してもらうことが期待されています。外国人市民が地域活動の担い手となる環境づくりを行い、地域社会の構成員として、まちづくりの一翼を担う存在となるよう働きかけていくことが求められています。



第3章 基本的な考え方

① 基本理念

本計画の目標を明確にするために、基本理念を次のとおり定めます。

みんなで作る多文化共生のまち ～とよあけ～

私たちが考える「多文化共生社会」とは、言語や文化、生活習慣及び国籍のちがいに関わらず、市民一人ひとりが活躍し、外国人市民と日本人市民とがともに暮らしやすい社会のことです。

<多文化共生の定義>

「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月総務省）では、多文化共生を『国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと』と定義しています。

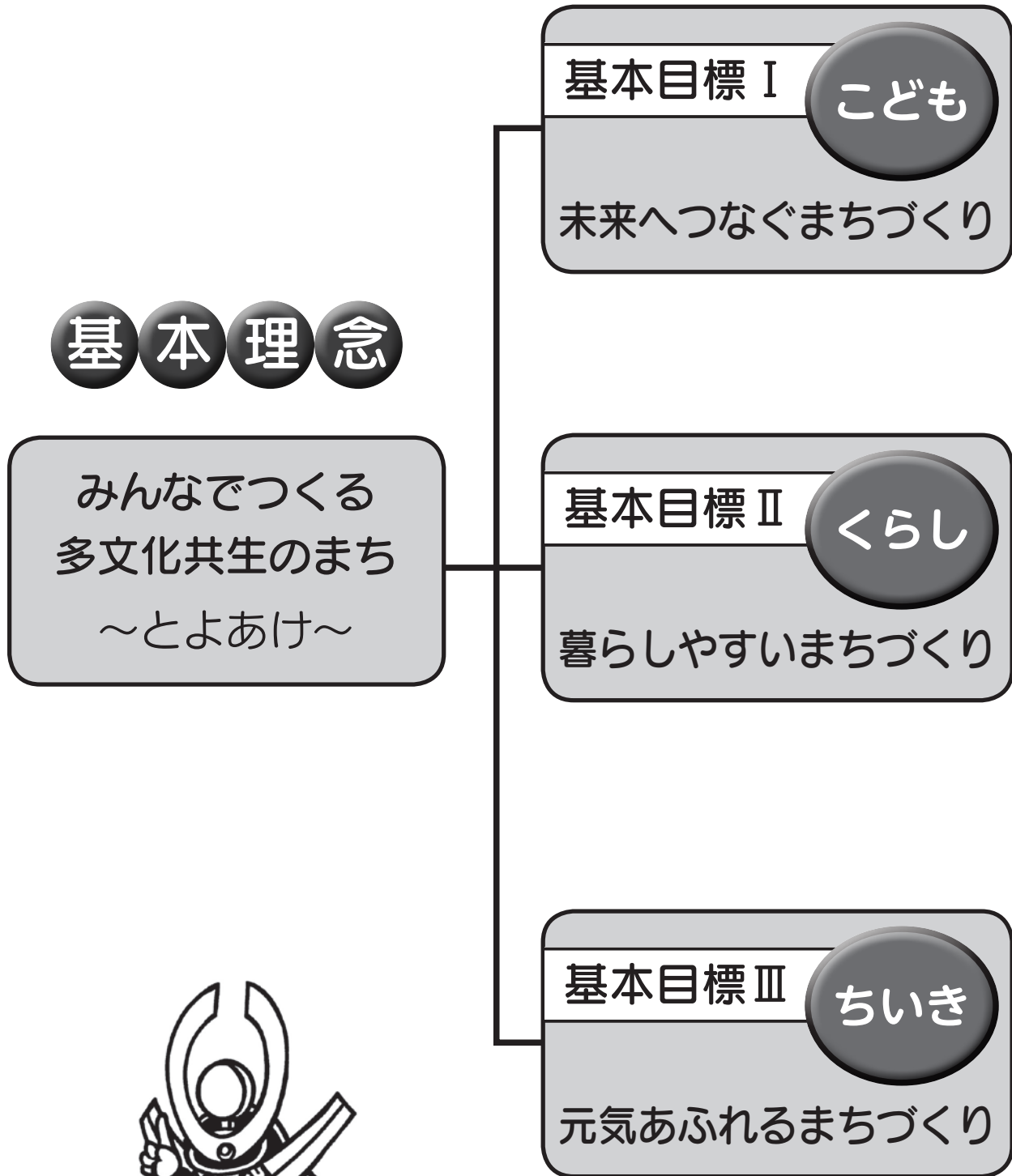
② 基本目標と施策の方向

基本理念を実現するための基本目標を次のとおりとします。

- | | | | |
|-----|-------------|---------|-----|
| I | 未来へつなぐまちづくり | <キーワード> | こども |
| II | 暮らしやすいまちづくり | <キーワード> | くらし |
| III | 元気あふれるまちづくり | <キーワード> | ちいき |



③施策の体系図



施策の方向

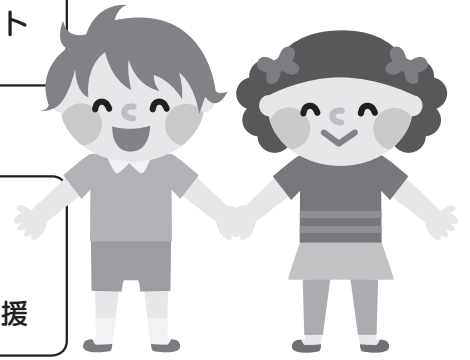
施策名

① 子育て支援

- (1) 就学前児の支援
- (2) 子どもの保護者へのサポート

② 教育の充実

- (1) 学習支援
- (2) 進路に関する支援
- (3) 不登校・不就学児の就学支援



① 自立促進の支援

- (1) 日本語習得のための支援
- (2) 生活ルールの理解促進
- (3) 多言語等による情報提供

② 生活支援

- (1) 相談業務等の充実
- (2) 医療・保健・福祉支援
- (3) 災害時の体制整備
- (4) 防犯・交通安全の意識啓発
- (5) 労働支援



① 多文化共生の意識づくり

- (1) 多文化共生・国際理解の意識啓発
- (2) 外国人市民の意見反映

② 地域社会への参画促進

- (1) 地域における交流促進
- (2) 外国人市民のコミュニティづくりの支援



第4章 多文化共生に向けての具体的施策

3つの基本目標を具体化するために必要な施策は次のとおりです。

I 未来へつなぐまちづくり



◆現状と課題

子育てや教育など、子どもの成長に関することはとても重要な課題であると考えています。まず、小・中学校、保育園、幼稚園、日本語教室などが連携を取りながら、日本語指導が必要な子どもたちを把握する必要があります。

外国人市民の子どもや保護者の中には、日本語が十分に理解できていないため、伝えるべき内容が届いていないことがあり、親の教育に対する意識を変えていくことも重要です。

また、母国と日本を行き来している場合は、不登校や不就学になっていることを把握することが困難な場合があります。

日本語教育を必要とする児童生徒数（平成 29 年 9 月 1 日現在）

	日本語教育を必要とする児童・生徒数							母国語別内訳			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	ポルトガル	スペイン	フィリピン	その他
栄小			1				1	1			
中央小	1			1	1	1	4			2	ヒンディー 2
双峰小	6	7	15	10	10	7	55	33	6	15	中国 1
大宮小		1					1			1	
唐竹小	6	3	6	6	6	1	28	18	2	5	3 (※ 1)
三崎小	2		3	1			6			1	5 (※ 2)
小学校計	15	11	25	18	17	9	95	52	8	24	11
豊明中	13	18	12				43	26	2	3	12 (※ 3)
栄中	1						1	1			
沓掛中	1		1				2			1	1
中学校計	15	18	13				46	27	2	4	13
合計							141	79	10	28	24

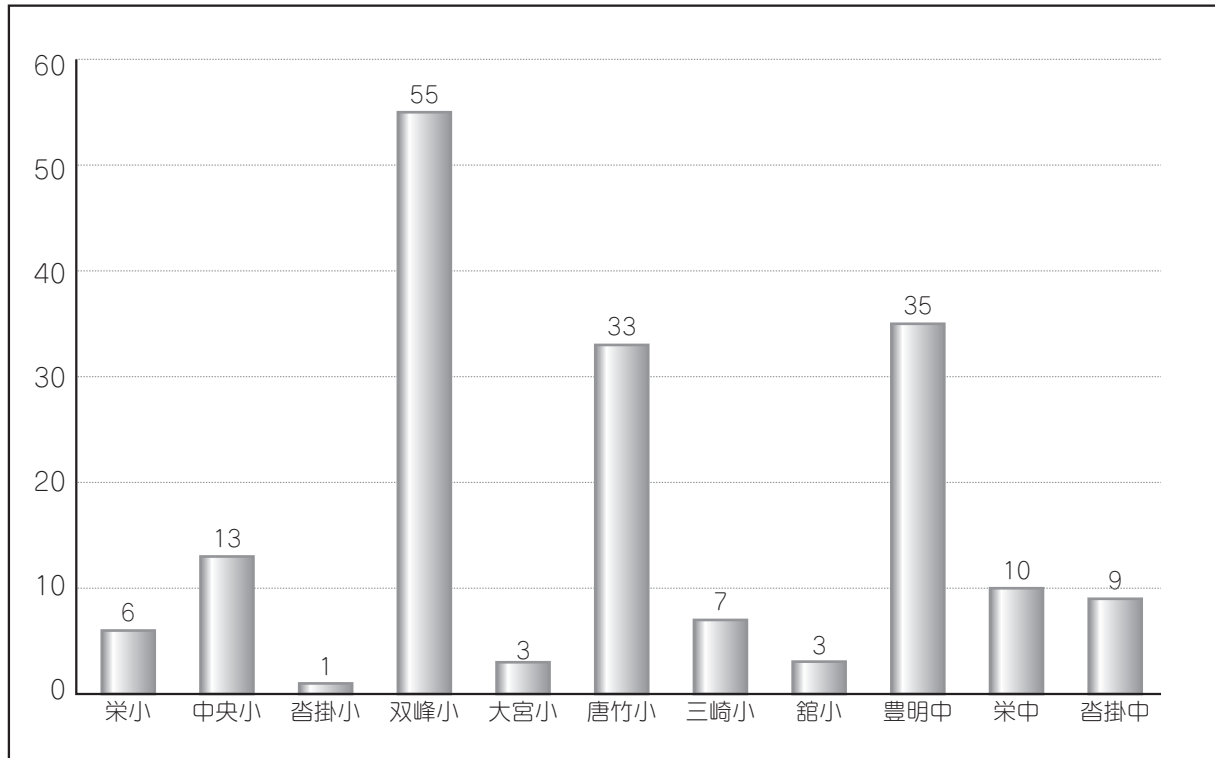
(市教育委員会調べ)

豊明小、沓掛小、館小は該当者なし

(※ 1) ベトナム 1、ウルドゥー 1、トルコ 1 (※ 2) 中国 2、ベトナム 1、ブラジル 1、ネパール 1

(※ 3) 英 6、中国 4、韓国 1、トルコ 1

学校ごとの外国人児童生徒数（平成 29 年 5 月 1 日現在）



豊明小は該当者なし

(市教育委員会調べ)

< 1 子育て支援 >

施策名	(1) 就学前児の支援
内容	就学前の外国人市民の子どもが、学校生活に円滑に適用できるよう、就学支援を充実します。また、本市の母子保健などにかかる情報を多言語で提供したり、通訳を配置したりすることで、子育て支援事業への参加を促進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○プレスクール事業及び早期適応指導 ○保育園への通訳の配置 ○健診・訪問時の通訳同行

施策名	(2) 子どもの保護者へのサポート
内容	外国人市民の保護者に、子どもの将来に向けての教育の必要性を理解してもらうため、入園、入学説明会など、顔を合わせる機会を有効的に活用していきます。また、保護者に対して日本語学習や教育制度についての情報を多言語で提供していきます。
主な事業	○外国語専用の入園申込受付日の設定 ○乳幼児対象の救急講習会の実施 ○学校生活のルール・教育制度の周知

< 2 教育の充実 >

施策名	(1) 学習支援
内容	進学制度に対応できるよう、外国人児童生徒のための各教科の教材などを充実させていきます。また、日本人の児童生徒には、英語に親しみ、英語力を向上させる事業を展開します。 外国人市民の子どもの教育に携わる先生の意見交換会や研究会等を行い、子どもの学習機会を充実します。
主な事業	○プレクラス事業 ○子ども日本語教室 ○小・中学校への通訳の配置 ○イングリッシュキャンプ事業

施策名	(2) 進路に関する支援
内容	将来様々な進路の選択が可能となるように、外国人児童生徒や保護者に対して、日本の教育制度、進路・進学に関する情報提供などの相談体制を充実します。また、将来に向けて現実的なロールモデルを提示することも重要であると考えています。
主な事業	○進路説明会の開催（通訳同席） ○進路進学に対する情報提供

施策名	(3) 不登校・不就学児の就学支援
内容	外国人児童生徒の保護者に、子どもの将来に向けて、教育の必要性を理解してもらえるような情報提供や相談体制を充実します。また、保育園、幼稚園、日本語教室、市役所などが連携を取りながら、日本語指導の必要な子どもたちの把握に努めます。
主な事業	○外国人児童生徒の就学状況の把握 ○就学援助制度の周知 ○就学相談窓口の設置

コラム

子どもの学習支援は、保護者の教育に対する意識に左右されるところが大きい
ため、保護者が子どもの学校生活や学習の状況について、早い段階で意識、理解
できるように働きかけていくことが大切です。

また、進学システムについての情報提供や、通訳を入れての進路説明会の実施
など、将来の選択肢を広げるための進路に関する支援も重要だと感じます。

(NPO法人プラス・エデュケート)



Ⅱ 暮らしやすいまちづくり



◆現状と課題

日本語理解が十分でないことに加え、文化や習慣が異なることにより、近隣住民とのトラブルが未だ発生しています。各種の情報提供を充実するとともに、日本語の習得のための取り組みを支援することが、外国人市民の自立促進につながると考えています。生活ルールや日本の社会保障制度などの行政サービスについては、わかりやすく表記し、理解を促します。

また、正しい情報を得て適切な行動をとれるよう、災害情報の提供を充実させ、防災訓練への参加を働きかけることが必要です。

外国語版広報の配布場所（平成 29 年 10 月 1 日現在）

配布先一覧		
市の施設	市役所内	市民コーナー、市民課、市民協働課 国際交流協会
	市役所外施設	保健センター
		勤労会館、総合福祉会館
		図書館、福祉体育館
	パルネス市民コーナー	
教育関係	市内小学校（双峰・唐竹・中央・三崎）	
	市内中学校（栄・豊明）	
	市内保育園（からたけ・二村台）	
	あかつき幼稚園、市内児童館（二村台・西部）	
郵便局	豊明郵便局、豊明団地内郵便局	
駅	前後駅、中京競馬場前駅	
スーパー、コンビニ	アオキスーパー（前後店）、ファミリーマート（豊明新栄町店）	
その他（店・企業等）	豊明団地管理事務所、豊明団地自治センター	
	お肉や A FOODS（豊明団地内）	
	中立電機(株)、(有)JC工業	
	サイゼリア（豊明三崎店）、マクドナルド（1号線豊明店）	

※3か国語作成（ポルトガル語、英語、中国語）

（市民協働課資料）

ポルトガル語通訳相談件数（電話・窓口）の推移

年度	相 談 内 容												
	税金	健康保険	住宅	育児	医療	労働	入国 外録	教育	住民票等	戸籍	福祉	その他	合計
26	197	79	12	250	56	1	79	31	189	55	219	225	1,393
27	240	109	15	306	52	3	99	35	270	52	225	402	1,808
28	282	101	22	422	44	1	108	50	253	49	246	293	1,871

※市役所ポルトガル語通訳 1 名あたり

(市民協働課資料)

< 1 自立促進の支援 >

施策名	(1) 日本語習得のための支援
内 容	日本語教室の開催時間帯や場所などについてのニーズを把握することで、外国人市民が参加しやすい教室運営とその情報提供に努めます。 地域や企業において日本語を指導する人材を育成し、その人たちが活躍できる環境を整備するなど、日本語の学習機会を充実します。
主な事業	○日本語教室 ○県などが実施する日本語指導員研修の情報提供

施策名	(2) 生活ルールの理解促進
内 容	生活全般にかかる行政サービス等を日本語だけでなく、多様な言語、多様なメディアを活用して情報提供していきます。 ひまわりバスの利用方法など、外国人市民の利用が少ないサービスの周知に努めます。
主な事業	○ごみの分け方・出し方のパンフレットの発行 ○緊急通報の多言語対応 ○住宅入居者への日本の共同生活ルールを説明 ○市内案内ツアーの実施

施策名	(3) 多言語等による情報提供
内容	<p>各種情報提供は、日本人向けの内容を翻訳するのではなく、外国人市民に伝わるようなわかりやすい内容となるよう努めます。</p> <p>外国語版広報の言語数を増やすとともに、必要としている人に届くように設置場所を工夫していきます。</p> <p>市が設置する看板・案内板にピクトグラム（記号）等を活用していきます。また、職員研修等で「やさしい日本語」の普及に努めます。</p>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語版広報の発行・配布 ○行政情報の多言語化と内容の充実 ○市役所案内の多言語対応

<2生活支援>

施策名	(1) 相談業務等の充実
内容	<p>市役所内に通訳職員を配置し、外国人市民の対応や相談業務を充実させます。また、転入時に必要な相談先が一目でわかるものを用意するなど、多様な相談内容にすばやく対応できるよう努めます。</p>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所等公共施設への通訳配置 ○市内地域への通訳派遣

施策名	(2) 医療・保健・福祉支援
内容	<p>医療保険制度や介護保険制度、年金制度などの社会保障制度についての情報を、企業や医療機関などと連携して、多言語や「やさしい日本語」で提供します。</p> <p>また、あいち医療通訳システムの周知をしていきます。</p>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市内医療機関マップの多言語対応 ○あいち医療通訳システムの周知 ○社会保障制度の情報提供

施策名	(3) 災害時の体制整備
内容	<p>外国人市民に、防災訓練や防災関係のイベントへ参加してもらえるような仕組みづくりをしていきます。</p> <p>災害時の外国人市民の支援体制を整備するとともに、外国人市民も担い手として活躍できる体制の整備に努めます。</p>
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップの多言語対応及び周知 ○外国人児童生徒への防災教育 ○避難所等のユニバーサルデザイン化

施策名	(4) 防犯・交通安全の意識啓発
内容	防犯・交通安全に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供を行うとともに、地域や警察などと連携して学習機会を設けるなど、外国人市民の意識向上を図ります。
主な事業	○交通ルール・防犯情報の周知 ○各種教室・講習会の案内

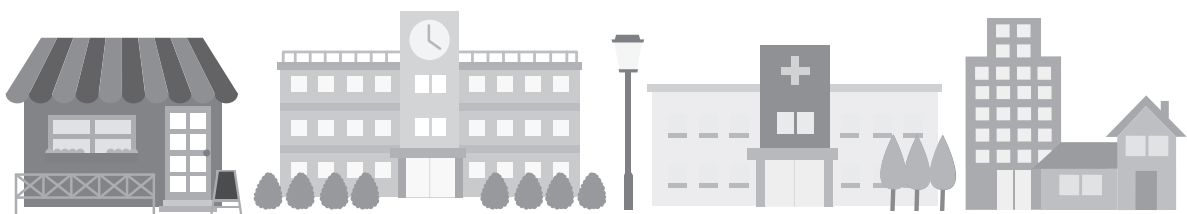
施策名	(5) 労働支援
内容	労働や就労支援に関する相談窓口や講座などの情報を、多言語や「やさしい日本語」で提供するなど、労働に関する情報提供の充実に努めます。
主な事業	○外国人を雇用している市内事業所の把握 ○県などが実施する外国人向け相談窓口や職業訓練などの情報提供 ○関係機関との就労状況の把握及び情報の共有

コラム

以前の日本人市民は、国際交流協会が行うボランティア活動への関心が薄かったのですが、日本語教室やイベントなど、事業の継続によって、日本人市民も外国人市民も一緒に何かを行うということに違和感がなくなってきたように感じます。

「世界の絵本を楽しもう！」などのイベントでは、多くの言語に触れることでお互いの壁がなくなっていきます。まずお互いを知ること、理解することが何よりも重要なことだと思います。

(豊明市国際交流協会ボランティア)



Ⅲ 元気あふれるまちづくり



◆現状と課題

元気あふれるまちづくりを実現するためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支え合っていかなければなりません。

多くの外国人市民に対して、自治会の周知と加入促進を一層進め、外国人市民の地域活動への参画を通して、市や地域への意見反映へとつなげていく必要があります。

また、交流イベントに参加し、相手の文化を知ることや一緒に何かをすることで、お互いへの理解も深まると考えています。

友好都市交流事業（オーストラリア ヴィクトリア州 シェパトン市）

中高生受入れ事業			
事業開始	2000年8月	人数	引率含め15名程度
対象	シェパトン市中高生	期間	約2週間
内容	シェパトン市の中高生を本市中学生宅へ受け入れ（ホームステイ）、中学校での授業参加、小学校（高校）交流、県内（外）行事などを通じ、交流を深めている。		
市民派遣事業			
事業開始	2002年8月	人数	引率含め15名程度
対象	豊明市民	期間	約2週間
内容	豊明市民（中高生）を派遣し、シェパトン市民（受入れ学校生徒及び学校関係者）宅にホームステイをし、交流を深めている。		
職員交流事業			
事業開始	2006年11月	人数	1名
対象	市職員	期間	約2週間
内容	両市の職員の派遣・受入れを通じ、お互いの行政制度及び運営の実情を学ぶことで交流を深めている。		

※人数や期間については、各年で変動あり

（市民協働課資料）

< 1 多文化共生の意識づくり >

施策名	(1) 多文化共生・国際理解の意識啓発
内容	外国人市民と日本人市民が交流できるイベントの開催など、多様な文化に触れる機会の充実に努めます。 また、多文化共生・国際理解を深めるための事業を実施し、意識啓発を図ります。
主な事業	○多文化共生・国際交流に関するイベントの開催 ○国際理解講座等の実施 ○友好都市派遣・受入れ事業の実施 ○多文化共生に関する職員研修の実施

施策名	(2) 外国人市民の意見反映
内容	外国人市民の抱える問題や課題等を把握するため、会議等における外国人市民の委員への登用等、外国人市民の意見や考えを聴くことができる機会を創出します。
主な事業	○外国籍市民施策懇話会、通訳意見交換会の実施 ○日帰りツアーの実施 ○アンケート調査の実施

< 2 地域社会への参画促進 >

施策名	(1) 地域における交流促進
内容	外国人市民と日本人市民の多文化共生に対する理解を高めるため、日常的に身近な場所で交流できるような環境づくりを進めます。また、地域活動に関する情報の翻訳支援を行うなど、外国人市民の地域などへの参画促進に努めます。
主な事業	○地域活動への翻訳・通訳サポート ○地域活動の周知 ○外国人情報窓口の充実

施策名	(2) 外国人市民のコミュニティづくりの支援
内容	外国人市民同士が意見や情報を交換できる機会をつくります。また、外国人市民のキーパーソンの発掘・育成に努め、ネットワークが強い層（学校、会社など）に働きかけ、中心的な役割を担っているリーダーを把握します。
主な事業	○リーダー・キーパーソンの発掘・育成 ○外国人市民主体の活動支援

コラム

外国人児童生徒と豊明団地自治会の合同の「流しそうめん」や、豊明団地の避難訓練など、外国人市民と一緒にイベントを実施する機会はあるが、掲示板による案内のみの現状では、地域の行事に参加しない外国人市民も多くいます。

学校や会社などのネットワークに働きかけること、またすでに地域の役を担っている外国人市民からその仲間へと輪を広げていくことが今後の課題と考えています。

(豊明団地自治会役員)



第5章 計画の推進体制

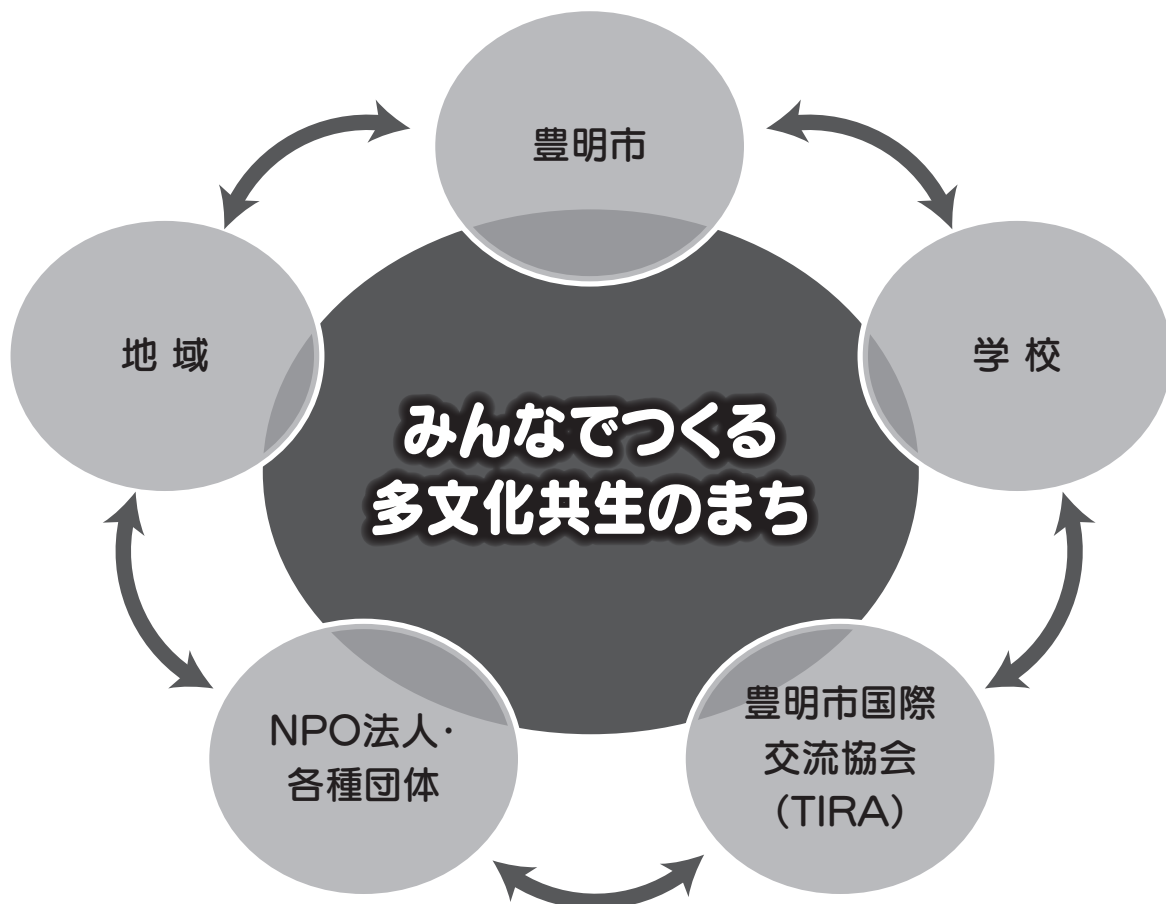
① 推進体制

多文化共生のまちづくりの実現には、外国人市民も日本人市民も互いの文化や習慣のちがいを認め合い、互いによく理解し合い、尊重し、助け合って生活していくことが大切です。そのため、多文化共生の推進を所管する市民協働課や庁内の関係部署が主となり、多様化する課題の解決や取り組みを実施します。

また、行政だけではなく、国際交流協会、地域、学校、NPO法人などと連携、協力し、それぞれがそれぞれの役割を果たしながら、効率的に諸施策の取り組みを実施していきます。

② 計画の進行管理

豊明市外国籍市民施策懇話会において、毎年度、各部署などが実施する施策の把握と進捗状況を確認し、計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況、社会情勢、外国人を取り巻く環境の変化と国や県の動向を踏まえ、適時計画の見直しを行います。



豊明市外国籍市民施策懇話会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	区分	勤務先／所属等
○ 阿 曾 口エナ	外国籍市民	小学校通訳
石 田 ミチ子	その他市長が必要と認める者	豊明団地自治会
金 明 徳	外国籍市民	愛知朝鮮中高級学校教員
嶋 原 美 幸	市の職員	豊明市役所通訳
◎ 高 橋 一 郎	学識経験者	名古屋短期大学保育科教授
田 中 秀 和	市の職員	豊明市教育委員会学校支援室
長 山 加代子	国際交流関係のNPO代表	豊明市国際交流協会
野 間 章 子	公募により選出された市民	TCLC東京外国語センター
森 顕 子	国際交流関係のNPO代表	NPO法人プラス・エデュケート 日本語教師

◎：会長 ○：副会長

平成30年3月現在



○豊明市外国籍市民施策懇話会運営規則

平成 26 年 9 月 26 日

規則第 21 号

改正 平成 27 年 3 月 30 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成 26 年豊明市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、豊明市外国籍市民施策懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 条例第 2 条に規定する懇話会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 外国籍市民の現状及び課題に関する事務
- (2) 外国籍市民が抱える問題及びその対応に関する事務
- (3) 多文化共生社会づくりに向けた施策のあり方に関する事務
- (4) その他地域の国際化に関する事務

(委員)

第 3 条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外国籍市民
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 国際交流関係の NPO 代表
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告及び提言)

第 7 条 懇話会は、検討した事項について、市長に報告又は提言することができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

平成 29 年度第 2 次豊明市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 豊明市の多文化共生推進に関して、基本的な方針及び総合的かつ効果的な施策をまとめ、第 2 次豊明市多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他多文化共生推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、市民生活部長をもって充てる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び職務代理)

第 5 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市民生活部長
市民協働課長
市民課長
児童福祉課長
健康推進課長
環境課長
学校教育課長

第2次 豊明市多文化共生推進計画

2018年(平成30年)3月発行

発行 豊明市市民生活部市民協働課

住所 〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

TEL 0562-92-8306

Email kyodo@city.toyoake.lg.jp